

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 8 回武蔵村山市まちづくり条例市民会議
開 催 日 時	平成 2 1 年 6 月 2 4 日 (水) 午後 7 時 ~ 午後 9 時 1 0 分
開 催 場 所	中部地区会館 4 0 1 大集会室
出 席 者 及び欠席者 (敬称略)	出席者 : (委員) 伊澤秀夫、石塚一夫、石塚典久、内野和枝、江淵由美子、 加藤欽司、清沢葉子、栗原秀夫、大當耕一、松浦笑子、 松下文代、見崎洋一郎、村山英男、森カスミ、山本成也 (調整役) 福田紀子 欠席者 : (委員) 内野均、加園光良、藤巻清美、堀井昭二郎
議 題	1 会議録の承認について 2 課題の解決策の分類・整理について 3 会議の日程について 4 その他
結 論	議題 1 について 前回会議録については、「会議録 (案)」のとおり承認する。 議題 2 について 各グループごとに課題の解決策を分類・整理するための討議を行った。 議題 3 について 次回市民会議の日程については、平成 2 1 年 8 月 2 6 日 (水) とする。 議題 4 について 案件なし。
審 議 経 過 (: 委員 又は調整役 : 事務局)	(連絡事項) 福田幸次委員が一身上の都合により委員を辞任されたのでお知らせ する。 1 会議録の承認について 事務局から資料 8 - 1 「会議録 (案)」について説明 説明省略 (特に意見なし) 2 課題の解決策の分類・整理について 2 回にわたるグループ討議において挙げていただいた解決策につい て、まちづくり条例に盛り込むべき内容を絞りこんでいくための分 類・整理をグループごとに行っていた。討議のたたき台となるよう、「課題の解決策の整理 (案)」を資料と して配付した。各グループで挙げた 3 つの課題について、グループ討 議による目標と解決策を中央にまとめ、さらに、課題の都市計画マス タープランにおける位置付けと、課題の解決策の事務局による分類・

整理（案）を掲げた。

事務局による分類・整理（案）における具体策については、現在すでに行っているもの、考えられる手立て、法制度、国や都の制度、他の自治体の事例などを含めて、例として掲げた。そして、それを踏まえて、ルールとして条例化できると思われる内容を一番右の欄に表示した。項目ごとの丸数字については、グループ討議における解決策の項目（丸数字）に対応するものである。

これまでのグループ討議での問題意識やアイデアについて、条例への橋渡しをするのが配付資料である。今回のグループ討議では、この資料をたたき台として、条例とのつながりを確認・発展させる時間にしたい。

グループ討議

話合いの主な内容について、グループごとに発表をお願いします。

【3グループ】

バスの改善については4つ提案をしているところであるが、「市内循環バスのあり方について（報告）」において、利用者数に応じた車両の規格になっていないとの指摘があり、買替えの際に検討することとするとしているので、これを踏まえて改善に取り組んでもらいたい。

横浜市では、地域まちづくりグループを条例で規定し、そのグループを中心に自主運営のバスが運行された例がある。そのようなグループを設置して行政が支援するような仕組みを条例に盛り込むべきである。

商店街へのアクセスに係る駐車場対策として、条例では難しいが、パーキングメーターをつくるなどの解決策が必要である。商店街振興は、有志ばかりではないと思う。

建物等のバリアフリーについては、基本理念を条例化することが1つ。問題なのは、既存未対応建築物について改修を検討とあるが難しい。提案として、マル適マークのような障害者に優しい店というマークをつくって、認定をして改善を誘導するのはどうか。

耐震については、個人住宅は国の補助事業にして補助金の増額を図る方向でいいと思う。緊急輸送路も、まちづくり計画を制度化することでなし得るということで、大きな意見は出なかった。

（質疑）

デマンドバスとはどんなバスなのか。

ルートはあるが、連絡をすると迎えにくるバスである。

費用負担はどこがするのか。

利用者が設定されている運賃を支払うのが通常である。運行する工

リアが決まっています、利用者の予約を受けてルートが設定される形態もある。

【4グループ】

自治会については、コミュニティの基本で地域の助け合いの場になるにもかかわらず、不活発になっているという問題がある。自主的な組織であるので、条例で解決は難しい。

住みよいまちづくりができるかという観点で考えたときに、地区まちづくり計画やテーマ型まちづくり計画などのルールづくりを制度化する条例、策定するための協議会を認定するための条例が必要ではないか。ルールづくりをすれば自治会も活発になっていくと思うし、地域のコミュニティの輪が広がっていき、まちを良くしていこうという機運も高まるのではないか。

美しい街並みをどのようにつくっていくかについては、ミニ開発が多く、難しい状態である。現行の開発指導要綱はお願いであり規制には至らないので、条例化し、公園の設置や緑の確保など開発の一定のルールができて、美しい街並みができていくのではと考える。杉並では一定の面積以上の開発をするときは、緑化計画書を提出しなければならないというルールがある。

(村山医療センター前の)公務員住宅がなくなり、新しい住宅が建ったが、建てる際に市が地区計画をつくって、それを了解した業者がその土地を買って建てた。地区計画をつくって一定のルールをつくり、美しい街並みを確保した手法である。

地区計画等の都市計画の提案手続の条例化が考えられるとして、案を示している。

歴史的建造物の保全については、文化財保護法や文化財保護条例により行われているが、一定の地域の文化をどう守り、発展させていくのかという場合に、その地域のまちづくり計画を策定するということが条例によって可能になることで、まちづくり計画で一定の網をかけて保護していくということができないのではないか。

【2グループ】

狭山丘陵の既存の自然の保全については、大きな緑を保全しようという趣旨なので、既存の法や都の自然保護条例を厳守することから始まり、さらに、市のみどりの保護及び育成に関する条例があるので、これを強化し、活用してはどうか。ルールをつくるというよりは、まちづくり条例の理念の中に盛り込むことが考えられる。例えば、市の貴重な自然を守ることを大前提として、市の発展と自然とが共存共栄していくというような内容になると思う。

貴重な資源として特徴ある動植物(ホタル、カブトムシ、サンショウウオ、つりふね草)があるが、自然保護条例ではこれらの保護につ

いてはうたわれていないので、オリジナリティを出すために、指定動植物として市として保護していく条例が必要ではないか。

都市農地の保全と活用については、(案)に「生産緑地の集約化に向けた計画等を作成」とあるが、市の特徴は、住宅地の中に農地がある緑の中のまちづくりではないか。「農地と住宅地の共存型まちづくり計画等を作成」としてはどうか。

特徴ある市民農園や体験型農園として、農園だけの機能ではなく、人が集まれる交流の拠点とする「コミュニティ農園」を新しい取組として提案したい。

コミュニティをはぐくむ場は、農園でもいいのではないか。休憩場所などの交流の場があるといい。農産物の品評会などを行えば、地域全体の交流ができると思う。

開発に伴う緑の保全と創出については、開発指導要綱に規定されている内容を条例化していくことが考えられ、今後は、山林開発については斜面樹林の何割かを残すようにするなど、条例化するときの細項目を考えていきたい。

【1グループ】

モノレールを実際に通すには、段階が2つあり、まず新青梅街道を30メートルに拡幅すること。あと1つは、誘致活動である。新青梅街道拡幅のためのルールについては、(案)のとおりまちづくり条例でさまざま検討できると考えている。実現に向けては、地主との交渉がネックになると思うが、土地提供に対して容積率の緩和のようなアメ的なもので了解を願う方法が考えられる。さらに、目標年限をある程度設定することによって、現実に土地の確保が動き出すのではないか。

道路交通網の整備として、市内循環バスについては他のグループでも検討していたが、こちらも先ほどの報告と同様である。

工業地域については、空き地が目立ち、工場の稼働率が落ちている。空き地に住宅が入ってきて、工場と住宅の混合ができ、工場と住民とのトラブルがかなり発生していると聞いている。現時点においては、工業地域においてゴミ焼却場や遊戯施設、パチンコ屋、墓地の計画などもあり、何でもできるような状況である。条例により、工業地域において工場が安心してできるような地域にできればいいと思う。

3 会議の日程について

今回は、平成21年8月26日(水)午後7時から開催させていただく。

この間に、もう一度資料に目を通していただき、発想を広げていた

	<p>だきたいと思う。</p> <p>4 その他 特になし</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--

<p>会議の公開 ・非公開の 別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>公開 一部公開 非公開 一部公開又は非公開とした理由 ()</p>	<p>傍聴者：0人</p>
------------------------------	--	---------------

<p>会議録の開 示・非開示 の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>開示 一部開示（根拠法令等：) 非開示（根拠法令等：)</p>
-------------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>都市整備部都市計画課（内線274）</p>
--------------	--------------------------